宗像市立赤間西小学校父母教師会（ＰＴＡ）規約

第 一 章　総則

（名称・事務所）
第１条
この会は、赤間西小学校父母教師会（ＰＴＡ）と称し、事務所を赤間西小学校内に置く。

（目的）
第２条
この会は、父母と教師が手を携え、心身共に健康で明朗な児童の成長をはかるとともに、学校及び家庭教育の充実に努め、校内外の環境の向上をはかり、地域・社会と協力し児童の教育環境と福祉の向上をはかることを目的とする。

（方針）
第３条
この会は、教育を本旨とする自主・独立のものとし、次の方針に従って活動する。
（１）会員の教養と親睦を深め教育の振興を図る。
（２）特定の政党や宗教に偏る事なく、又営利を目的とする行為は行わない。
（３）この会の役員名でいかなる営利的企業をも支持しない。又どのような職務の候補者をも推薦しない。
（４）この会は他のいかなる団体や機関の支配・干渉を受けない。
（５）学校人事、その他学校行政に干渉しない。
（６）目的を同じくする他の団体及び機関と協力する事が出来る。

第 二 章　会員

（会員資格・会費）
第４条
１．この会の会員（以降、会員という）は次のとおりとする。
（１）学校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者。
（２）学校に勤務する教職員。
（３）特別非常勤講師。
２．会費は総会に於いて決定し、会員はこれを納めなければならない。

（会員の権利・義務）
第５条
１．会員は全て平等の義務と権利を有する。
２．会員は、この会の目的及び方針に従って積極的に活動に参加し、ボランティアに努めるものとする。

第 三 章　役員等

（役員）
第６条

１．この会の役員（以降、役員という）は次のとおりとし、その役職、人数、任期等の詳細は別表１～３に定める。
（１）本部役員
（２）担当役員
（３）世話役
２．役員は会員の中から選出し、総会での承認により就任するものとする。
３．役員経験者の再任はこれを認めない。但し、本人の希望があり総会で承認された場合を除く。
４．役員はその任期中に児童が卒業した場合は、任期終了までその資格を有することができる。
５．第６条第１項の別表１～３に定める役員には、報酬を支払うこととする。
（１）本部役員　￥12,000（年額）
（２）担当役員　￥3,000（年額）
（３）世話役　　￥3,000（年額）
６．第１５条に定める事務局員、第１６条に定める特別委員および第２２条に定める監査委員には、報酬を支払うこととする。
・事務局員　￥1,500（年額）
・特別委員　￥1,500（年額）
・監査委員　￥1,500（年額）

（本部役員）
第７条
１．本部役員は、この会を企画運営する。
２．本部役員のうち会長に欠員が生じた場合は、原則として次期会長が昇格する。
３．本部役員のうち会長以外に欠員が生じた場合は、原則として、公募により本部役員を募集する。新たな本部役員について、運営担当者会で承認し会員に報告する。その任期は前任者の残任期間とする。
４．公募したにもかかわらず本部役員の欠員が埋まらない場合は、残りの本部役員で業務を分担する。但し、分担が難しい場合は、本部役員会の判断によりその業務を休止できるものとする 。

（担当役員）
第８条
１．担当役員は、担当業務及び担当ボランティアを企画運営する。
２．担当役員に欠員が生じた場合は、その担当内容により、本部役員が行うか休止するかを本部役員会で決定する。

（世話役）
第9条
１．世話役は、担当ボランティアを企画運営する。
２．世話役に欠員が生じた場合は、その担当内容を休止する。
３．世話役は、世話役とボランティア参加者が望むならば、規約第１７条に基づくサークルとなることを申請してもよい。

（相談役）
第１０条

１．この会は、任期を終えた会長を相談役として置くことができる。相談役は、会長の求めに応じて、本部役員会に助言する。
２．相談役の任期は１年とする。

第四章　機関

（機関）
第１１条
この会は次の機関を置く。
（１）総会
（２）本部役員会
（３）運営担当者会
（４）事務局（非常設）
（５）特別委員会（非常設）
（６）各種のサークル部会（非常設）

（総会）
第１２条
１．総会は全会員で構成し、この会の最高決議機関とする。
２．総会は定例総会と臨時総会とする。
（１）総会の議決は、定例総会・臨時総会共に、招集による決議、または書面（議決権行使書）議決（電磁的記録を含む）によるものとする。
（２）定例総会は、毎年１回会計年度終了後、会長が招集する。
（３）臨時総会は次の場合、会長が招集する。
イ．会員５分の１以上による要求があった場合。
ロ．特別委員会が招集を必要と認めた場合。
ハ．会長が招集を必要と認めた場合。
３．会長が緊急の事情によりやむを得ないと認める場合は、文書による方法で臨時総会を開会し、議決することができるものとする。
４．総会は会員の３分の１以上の出席で成立する。但し、委任状を以って出席とみなすことが出来る。
５．総会の議決は出席の過半数の賛成で決定する。但し、本規約の改廃については出席者の３分の２以上の賛成を必要とする。
６．会長は、本条第3項の方法により臨時総会を開会する場合は、文書により、あらかじめ議題及び議決事項を明確にするものとする。
７．前項の規定に基づく臨時総会は、会員の3分の1以上の回答をもって成立することとし、回答の3分の2以上の賛成を必要とする。

（本部役員会）
第１３条
１．本部役員会は総会その他会長が必要と認めた事項を審議する。
２．本部役員会は、本部役員及び赤間西小学校校長、教頭、主幹をもって構成する。

（運営担当者会）
第１４条
１．運営担当者会はPTA業務の運営に必要な事項について会員への通知・説明等を行う。

２．運営担当者会は本部役員、担当役員及び世話役をもって構成する。

（事務局）
第１５条
１．この会の事務処理を円滑に行うために事務局を置くことができる。
２．事務局は、本部役員会の要請に応じて、本会の事務処理を行う。
３．事務局員の任期は、次年度定例総会終結の時までとし、人数は３名まで置くことができる。
４．事務局員の任免は、会長、または会長不在時は本部役員が運営担当者会の承認を得てこれを行う。

（特別委員会）
第１６条
１．この会の特定の案件を処理するために特別委員会を置くことができる。
２．特別委員は、本部役員会の要請に応じて、特定の案件を処理する。
３．特別委員の任期は年度末までとし、案件の処理に必要な人数を置くことができる。
４．特別委員の任免は、会長、または会長不在時は本部役員が運営担当者会の承認を得てこれを行う。
５．特別委員会が立案計画した事項は、本部役員会の承認を得なければならない。

（サークル）
第１７条
１．会員のスポーツの振興や文化の向上を目指し、各種のサークルを置くことができる。
２．各種のサークルに関するその他の事項については、細則に定める。

第五章　会計

（活動費）
第１８条
この会の活動に関する経費は、会費・寄付金・その他の収入を以て充てる。

（一般・特別会計）
第１９条
１．この会の一般会計は総会で決定された予算に基づいて執行される。
２．この会の特別会計は、総会の決定に基づいて執行される。
３．この会の会計は、監査を経て総会に報告しなければならない。

（会計年度）
第２０条
この会の会計年度は４月１日より翌年３月３１日までとする。

（旅費）
第２１条
この会の旅費に関する規定は別に定める。

第六章　会計監査

（会計監査）
第２２条
１．この会の会計を監査するため、２名の監査委員を置く。
２．監査委員は会員の中から選出し、総会での承認により就任するものとする。
３．監査委員は会計事務を監査し、総会に報告する。
４．監査委員はこの会の他の役職を兼ねることはできない。
５．監査委員の任期は２年間とし欠員が生じた場合は、第７条第３項の本部役員の例による。

本規約は、
昭和６２年４月２３日改正施行
昭和６３年４月２３日改正施行
平成　３年４月２７日改正施行
平成　８年４月２０日改正施行
平成１０年４月１８日改正施行
平成１６年２月　２日改正施行
平成１７年４月２９日改正施行
平成１８年４月２２日改正施行
平成２０年４月２６日改正施行
平成３１年４月２７日改正施行
令和　３年４月２４日改正施行
令和　４年４月２３日から令和５年総会開催日まで時限つき改正施行
（令和４年５月１６日一部修正）
令和　５年４月２２日改正施行
令和　６年４月２７日改正施行
令和　７年４月２４日改正施行

各種のサークルに関する細則

規約第１７条に基づき、各種のサークルに関する細則を次のとおり定める。
１．サークルはこの会の会員及びOBを以て構成する。
２．新規にサークルを申請する場合、本部役員会に代表者が出席して議案提出をし、総会で承認を得る。
３．活動費は一般会計より執行される。　（但し、年度により特別会計からの執行も有り得る。）
４．各サークルは、定例総会で一年間の活動実績・決算書を報告し、承認を得る。
５．活動場所として学校施設を使用する時は、学校長の許可を得る。

附則
この細則は、平成８年４月２０日より施行する。
平成１６年４月２４日改正施行
令和　４年４月２３日から令和５年総会開催日まで時限つき改正施行
令和　５年４月２２日改正施行